

中央区告示第百三十四号

中央区立晴海地域交流センターを左記のとおり中央区立晴海地域交流センター条例（令和四年六月中央区条例第十七号）第五条第二項の規定に基づき臨時に休館します。

令和八年四月二十一日

中央区長 山本 泰



記

一 休館日

令和八年五月二十日、同年六月十七日、同年七月十五日、同年八月十九日、同年九月十六日、同年十月二十一日、同年十一月十八日、同年十二月十六日、令和九年一月二十日、同年二月十七日、同年三月十七日

二 休館の理由

中央区立晴海地域交流センターの月次保守点検業務等を行うため

東京都知事に対し東京都後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、令和八年三月三十一日付けで届出をし、同日付けで受理されたので公表します。

記

東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約  
別紙のとおり

令和八年四月二十一日

中央区長 山本 泰



## 東京都後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

東京都後期高齢者医療広域連合規約（平成19年3月1日東京都知事許可）の一部を次のように変更する。

附則第5項中「令和6年度分及び令和7年度分」を「令和8年度分及び令和9年度分」に、「令和6年4月1日現在」を「令和8年4月1日現在」に改める。

### 附 則

（施行期日）

- 1 この規約は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の東京都後期高齢者医療広域連合規約（以下「変更後の規約」という。）附則第5項の規定は、令和8年度分以降の変更後の規約第18条第1項第1号に規定する関係区市町村の負担金（以下単に「関係区市町村の負担金」という。）について適用し、令和7年度分以前の関係区市町村の負担金については、なお従前の例による。